

議案第15号

平成30年度 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 事業計画案

- 上記の議案を提出する。

平成30年3月23日

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

理 事 長 竹 中 章

平成30年度 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 事業計画

当事業団は、昭和48年2月に福岡市によって設立され、以来今日まで45年間に渡り、福岡市が設置した福祉施設の経営及び福岡市等の各種事業を受託してきた。

その間、効率的な組織運営を図るとともに、蓄積した専門性を活かして、福岡市と一体になって福祉事業の推進に取り組み、市民福祉の増進に努めてきた。

平成30年度は、平成29年6月に策定した「経営方針」並びに「第3次経営計画」に基づき、より高度な専門性を必要とする、障がい児、発達障がい、強度行動障がい及び高次脳機能障がい者への支援や、相談支援、就労支援、障がい者スポーツに関する事業等を充実させていく。

特に、心身障がい福祉センターで実施している高次脳機能障がい者・発達障がい者に対する支援体制の再整備等により、既存のサービスでは対応が十分ではない分野における支援の充実・強化に取り組んでいく。

新たな取組として、平成28年度に開所した「分園すてっぷ（児童発達支援事業所）」に続き、平成30年2月に、事業団の自主運営施設として「障がい者地域生活・行動支援センターか～む（グループホーム）」を新たに開所した。この施設は、強度行動障がい者への効果的な支援と福祉サービス利用機会の拡充、地域生活への移行支援並びに緊急時における一時受入を一体的に行う施設であり、事業団として施設運営を軌道に乗せるよう努めていく。

また、法改正に伴う新サービスである「居宅訪問型児童発達支援事業」について、事業団としても事業所申請手続きを行ったところであり、通所による支援の利用が困難な在宅の心身障がい児への支援に、より一層取り組んでいく。

加えて、事業団の今後10年程度を見越した経営の方向性を示す「経営方針」及びその具体的な取組を示す「第3次経営計画」について、その着実な履行を進めていく。

今後とも福岡市と緊密な連携をとり、社会福祉の増進に寄与できるよう、より効率的・効果的な法人経営を行っていく。

## 1 機構及び人員

- (1) 評議員 総数 7人
- (2) 役員 総数 8人 (理事 6人 監事 2人)
- (3) 会計監査人 総数 1人
- (4) 職員 総数 359人 (一般職員 221人 嘱託員 138人)

## 2 社会福祉事業

- (1) 「心身障がい福祉センター」の運営に関する事業
- (2) 療育センター「西部療育センター」及び「東部療育センター」の運営に関する事業
  - (1)、(2)については、通所による療育サービス等の利用が困難な在宅の心身障がい児の居宅を訪問し、支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援事業」が指定管理業務に追加。
- (3) 医療型児童発達支援センター「あゆみ学園」の運営に関する事業
- (4) 児童発達支援センター「めばえ学園」の運営に関する事業
- (5) 身体障がい者福祉センターA型「障がい者スポーツセンター」の運営に関する事業
- (6) 身体障がい者福祉センターB型「早良障がい者フレンドホーム」及び在宅障がい者デイサービス施設「西障がい者フレンドホーム」の運営に関する事業
- (7) 障がい福祉サービス事業所「ももち福祉プラザ」の運営に関する事業
- (8) 「福岡市障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業
- (9) 「発達障がい者支援センター」の運営に関する事業
- (10) 「障がい者地域生活・行動支援センターか～む」の運営に関する事業【新規】  
強度行動障がい者に対し、グループホームにおいて福祉サービス利用機会の拡充に向けた集中支援や地域生活への移行支援等を実施する。
- (11) 「児童発達支援センター分園」の運営に関する事業

※1：(1)～(8)の事業については、指定管理業務として実施する。

※2：(10)及び(11)の事業については、自主事業として実施する。

## 3 公益事業

- (1) 「障がい者就労支援センター」関連事業
  - ① 「障がい者就労支援センター」の運営に関する事業
  - ② 「障がい者インターンシップ事業」の運営に関する事業
  - ③ 「障がい者職場定着促進事業」の運営に関する事業
- (2) 「強度行動障がい児・者支援」関連事業
  - ① 「強度行動障がい者共同支援事業」の運営に関する事業
  - ② 「強度行動障がい者支援研修事業」の運営に関する事業
  - ③ 「強度行動障がい者集中支援モデル事業」の運営に関する事業
  - ④ 「福岡市地域生活支援拠点等整備事業緊急時受け入れ・対応業務」の運営に関する事業【新規】

福岡市内居住の主として強度行動障がい者等で緊急時の受け入れが必要な場合に備え居室の確保等や実際の受け入れを行うとともに、受け入れ後の生活支援の調整などを行う。

(3) 「障がい児支援」関連事業

- ① 「障がい児通所支援に係る利用契約補助業務」の運営に関する事業
- ② 「障がい児等療育支援事業」の運営に関する事業
- ③ 「障がい児保育訪問支援事業」の運営に関する事業
- ④ 「児童発達支援センター等日中一時支援事業」の運営に関する事業
- ⑤ 「障がい児保育判定事業」の運営に関する事業
- ⑥ 「私立幼稚園障がい児支援事業」の運営に関する事業
- ⑦ 「障がい児相談支援事業（特定相談支援事業を含む。）」の運営に関する事業

(4) 「障がい者支援」関連事業

- ① 「障がい者に関わるホームヘルパースキルアップ研修」の運営に関する事業
- ② 「障がい支援区分認定調査」の運営に関する事業
- ③ 「特定相談支援事業」の運営に関する事業
- ④ 「福岡市障がい者虐待緊急一時保護事業」の運営に関する事業
- ⑤ 「早良区第1障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業

(5) 福岡県からの受託事業等

- ① 「福岡県高次脳機能障害支援事業」の運営に関する事業
- ② 「相談支援従事者現任研修」の運営に関する事業
- ③ 「福岡県強度行動障害支援者養成研修」の運営に関する事業

(6) 「事業団基金」の運営に関する事業

※1：(5)の事業については、福岡県が事業団を委託先として指定等を行うもの。

※2：(1)～(5)の事業については、2の社会福祉事業と一体的に運営しており、会計処理は社会福祉事業として扱う。

#### 4 収益事業

「団体保険取扱事業」の運営に関する事業